正

#### P.76 上段 1 機能訓練指導員の確保の推進

注2 一定の実務経験を有するはり師、きゅう師とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するものです。

#### P.77 中段 表題

3 ADL維持等加算

#### P.78 上段 算定要件 注 4

注4 最初の月の Barthel Index を「事前 BI」、 6月目の Barthel Index を「事後 BI」、事後 BI から<u>事前 BI</u>を控除したものを「BI 利得」とい う。

#### P.85 中段 (2) 介護職員 ※印2つ目

※介護職員については、指定通所介護の単位ごと に利用者の数にかかわらず常時1名以上確保しな ければなりません。

## P.85 下段 (2) 介護職員 ○計算例

介護職員は、人数を問わずサービス提供時間内で合計 10 時間配置されていればよい。

### P.92 上段 3 マッサージ

通所介護事業所に併設する<u>マッサージ施術所等</u>の 従業者が、通所介護のサービス提供時間中に、マ ッサージを行うことはできません。

# **P.92** 中段 4 サービス提供時間中の医行為 (削除)

誤

#### P.76 上段 1 機能訓練指導員の確保の推進

注2 一定の実務経験を有するはり師、きゅう師とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導員に従事した経験を有するものです。

#### P.77 中段 表題

3 ADL 維持加算等加算

#### P.78 上段 算定要件 注 4

注4 最初の月の Barthel Index を「事前 BI」、 6月目の Barthel Index を「事後 BI」、事後 BI から事前を控除したものを「BI 利得」という。

#### P.85 中段 (2)介護職員 ※印2つ目

※介護職員については、指定通所介護の単位ごとに<u>利用者のごとに</u>利用者の数にかかわらず常時1 名以上確保しなければなりません。

#### P.85 下段 (2)介護職員 ○計算例

介護職員は、人数を問わずサービス提供時間内で 合計 8 時間配置されていればよい。

#### P.92 上段 3 マッサージ

通所介護事業所に併設する<u>整骨院等</u>の従業者が、 通所介護のサービス提供時間中に、マッサージを 行うことはできません。

## P.92 中段 4 サービス提供時間中の医行為

4 サービス提供時間中の医行為

利用者及びその家族の同意を得た上で、看護師 等の資格を持つ職員が医師の指示の下に行う医行 為については、通所サービスを提供するうえで、

必然的に生じる範囲において可能です。(例 入 浴後の褥そうのガーゼ交換、経管栄養、インシュリン注射など)

※看護師の資格を有する者であっても医師の指示なく医行為を行うことはできませんので、必ず指示を受け、指示内容を確認するようにしてください。

※通所サービスを提供するうえで必然的に生じる 範囲を超えた医療的処置等を行うことはできません。

<u>※通所介護事業所の介護職員が医行為を行うこと</u> はできません。

# P.92 下段 表題

5 体験利用

# P.92 下段 表題

4 体験利用